



平成 30 年 12 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社 梅 の 花
代 表 者 名 代表取締役社長兼COO 本 多 裕 二
(コード番号 7604 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役執行役 管理本部長
上 村 正 幸
(TEL 0942-38-3440)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年12月3日開催の当社取締役会において、以下のとおり、決算期の変更及び定款の一部変更について平成30年12月19日開催の第39回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は年末の12月が繁忙期となるため、全従業員がお客様第一を念頭におき営業に専念することやセントラルキッチンでの製品製造に携わることを目的として、決算期を変更するものがあります。これらの理由により繁忙期を過ぎた4月30日を決算期末とし、当社の事業年度は毎年5月1日から翌年4月30日までといたします。あわせて関連規定につきましても所要の変更を行うものであります。

当社の決算期（事業年度の末日）の変更に合わせて、連結子会社も同様に毎年4月30日を決算期（事業年度の末日）とする定款の変更を行う予定です。

2. 決算期変更の内容

現 在	毎年9月30日
変 更 後	毎年4月30日

(注) 決算期変更の経過期間となる第40期は、平成30年10月1日から平成31年4月30日までの7か月決算となる予定です。

3. 今後の見通し（7か月決算の業績見通し）

決算期（事業年度の末日）変更の経過期間（経過年度）となる第40期（平成30年10月1日から平成31年4月30日）の連結及び個別業績の見通しにつきましては、詳細が決定次第お知らせいたします。

4. 配当金について

平成31年4月期の配当金につきましては、平成31年4月30日を基準日として5円を予定しておりますが明確になり次第開示いたします。

5. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

当社は年末の12月が繁忙期となるため、全従業員がお客様第一を念頭におき営業に専念することやセントラルキッチンでの製品製造に携わることを目的として、決算期を変更するものであります。決算期の変更に伴い、現行定款第12条（株主総会の招集）及び第13条（定時株主総会の基準日）並びに第31条（事業年度）、第32条（剰余金の配当）及び第33条（中間配当）につき、所要の変更を行い、経過的措置として附則第1条、第2条及び第3条を新設するものであります。

なお、この定款変更は、平成30年12月19日開催予定の定時株主総会において議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成30年12月19日にその効力を生じるものいたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。下線部分は変更箇所を示しております。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則 第1条～第5条（条文省略）</p> <p>第2章 株式 第6条～第11条（条文省略）</p> <p>第3章 株主総会 （株主総会の招集） 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>12月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 （定時株主総会の基準日） 第13条 当会社は、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。 第14条～第17条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会 第18条～第30条（条文省略）</p> <p>第5章 計算 （事業年度） 第31条 当会社の事業年度は、毎年<u>10月1日</u>から翌年<u>9月30日</u>までとする。</p>	<p>第1章 総則 第1条～第5条（現行どおり）</p> <p>第2章 株式 第6条～第11条（現行どおり）</p> <p>第3章 株主総会 （株主総会の招集） 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>7月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 （定時株主総会の基準日） 第13条 当会社は、毎年<u>4月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。 第14条～第17条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会 第18条～第30条（現行どおり）</p> <p>第5章 計算 （事業年度） 第31条 当会社の事業年度は、毎年<u>5月1日</u>から翌年<u>4月30日</u>までとする。</p>

<p>(剰余金の配当)</p> <p>第32条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>9月30日</u>とする。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議により、 毎年<u>3月31日</u>を基準日として、中間 配当を行うことができる。</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第32条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>4月30日</u>とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議により、 毎年<u>10月31日</u>を基準日として、中間 配当を行うことができる。</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> <u>第31条(事業年度)の規定にかかわ</u> <u>らず、平成30年10月1日から始まる</u> <u>第40期事業年度は、平成31年4月30</u> <u>日までの7か月間とする。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>第33条(中間配当)の規定にかかわ</u> <u>らず、第40期事業年度の中間配当の</u> <u>基準日は平成31年3月31日とする。</u></p> <p><u>第3条</u> <u>本附則は、第40期事業年度経過後</u> <u>は、これを削除する。</u></p>
---	---

以 上